

「歩きスマホ防止条例について」(1月19日：神奈川県大和市)

大和市は神奈川県中央に位置し、人口約24万人、市域27km²というコンパクトで人口密集度の高い都市である。大和市で取り組まれている「歩きスマホ条例」を制定した経緯は、スマホの普及に伴い「歩きスマホ」が交通事故やトラブル等が社会問題化したこと、またその時期にオリンピック開催を目前にしていたことを発端として、令和2年7月1日に制定を目指した議論が始まった。しかし特段、具体的な事故等がきっかけとなったわけではない。制定後の市民への周知については、市広報誌への記事掲載、FMでの広報、チラシ配布、公用車の街宣等で行った。また駅にはのぼり旗や路面表示シートを掲示し、小中学校では標語やポスター作成などで市民への啓発を行なっている。鉄道3社と啓発に関する協力協定を結び、駅構内での放送や掲示板での表示などで協力してもらっている。現在は歩きスマホをしている人に対して声掛けをしているが、これは市内において歩きスマホがいけない事という認識が広がった事を根拠とした取り組みで、当初はなかなかできなかった。

市民の反応は賛否様々であるが、関心は高い。「いい取り組み」「持続してほしい」との意見もあるが「市が禁止するものではない」との意見も一部ある。職員の感覚的にはポジティブな意見が多い。現状については、年一度の定点観測によって測定しており、令和2年1月には約12%だったが、3年は7%、6年は6% (351人)、7年は8%であり、継続した効果を発揮している。

罰則の議論はあったが、違反事項の判断や法律の定義の難しさ、監視員の設置などを考慮して、罰則の規定は現在考えていない。自動車や自転車については道路交通法によって禁止されているので、この条例によって特に規定はしていない。また特に警察との協力は無いが、キャンペーン時には交通安全に関して共に街頭に立つこともある。

【問：誰が言い出したのか。市長、担当課、または市民か。】

おそらく市民からの声、社会の出来事から役所で話が持ち上がったのではないかと推測される。

【問：他市との比較はどうか。また自動車、自転車も含めて「ながらスマホ」に関して、高いモラルなどの影響はないか。】

多額の税金を投入しているわけではなく、賛否を問われているわけではないので他市の情報を取ろうとはしていない。

【問：市民への啓発の部分で子どもたちへの影響は。】

理念、啓発、モラル → 効果の検証、数値化が難しい。

道路等包括民間委託について（1月20日：東京都府中市）

府中市は、人口26万人、29km²、市政70周年を迎え、東京競馬場や競艇事業もある。

道路等包括管理事業は導入から12年経ち、改善をしながら取り組んでいる。総合計画の行動計画の中でインフラマネジメント計画の一つとして道路包括管理事業を行っている。今後多くの更新費用を必要とする道路等のインフラ維持のためマネジメントしている。計画の中での位置付けとしてはインフラ管理全体、維持管理、補修更新の大きく3つに業務を分けている。道路は行政判断を伴う事務を民間に任せることはできないので、委託するのは業務の8割程度になった。

まずは平成26年度に市の中心部のけやき通りに限り包括管理事業を行い、その後に北部、そして市内全域と拡大してきた。当初の対象業務は、日常のパトロール、苦情・要望の現地確認と対応、道路清掃、雨水溝の汚泥除去、舗装損傷の補修修繕、事故処理の補修、災害対応、法定外公共物の維持管理などを行っている。評価としては、利用者のアンケートから「事業者自らの判断で対応でき、道路がきれいになった」との意見があった。発注者としては、苦情が42%削減できたという効果があった。受注者としては複数年契約で人員の確保や知見と技術の共有など様々な効果を発揮している。けやき通りのプロジェクトでは、7.4%の管理経費の削減効果があった。

その後に以降した施行事業では北西地域の包括管理事業に平成30年から令和2年まで取り組んだ。また、数量に単価をかけたものが支払い金額となる「単価契約」も取り入れている。（全域の1期で道路の補修・更新業務と樹木剪定業務について、50万円以上500万円未満の作業が対象）市内事業者の参加促進として、団体構成企業のうち1社は市内事業者を含めること、かつ合計出資比率を25%以上とする参加資格を設けた。北西地区の事業では2.6%の経費削減効果があり、要望相談件数も485から291件に削減できた。

令和3年から2年間で市内全域（1期）の管理事業に取り組んだ。課題としては、除草について年間を通じて良好な環境を維持する事は難しかった。これについては年に4回の除草に増やした。また道路反射鏡や用水路の維持管理も組み込んだ。令和6年からはこれらの改善を含めて全域（2期目）の5年間の取り組みに現在入っている。2期目からは事業者自らが定期巡回等で改善点を発見し、苦情がある前に対応を行う「予防保全型管理」を行っている。

この事業に取り組んだきっかけは公共施設の予防保全に取り組む中で、インフラについても包括委託に取り組む必要を感じたためである。

毎月定例会を行い、JV事業者からの報告を受け、状況の把握に努めている。

事業費は現在、単年度で東地区2億7000万円、北西地区1億3000万円、南西地区1億6000万円となっている。基本的には年間で予算が枯渇する事なく即時対応ができているが、50万円以上の予算を伴うものについては市に話を通して対応する形になる。

公園、街路灯、ポンプ室、エレベーターについては、この事業の対象の業務からは外れている。公園はイベント等で収益もあるので指定管理事業としており、その他は専門的な知見や技術も必要となるので除外している。

校内フリースクール「F組」について（1月21日：愛知県岡崎市）

岡崎市は愛知県の中央に位置し、家康の生誕地で岡崎城の城下町として発展してきた。人口38万人、市域は387k㎡。現在、名鉄の東岡崎駅前を再開発中で令和30年まで工事が続く。

（説明員は教育相談センター所長の神谷氏。）

不登校児は全国において6.8%で頭打ちとなっている。学校には来ることはできるが、適応指導教室には行きにくい、自分のペースで学校に通いたいと考える子どもも多い。そこで岡崎市が取り組んでいる校内フリースクール「F組」は何らかの理由で長期欠席をしたり、学校に居場所がないと感じる生徒が通う場所として令和2年から事業を始めた。登下校の時間や時間割はそれぞれの自分のペースで決めることができ。全ての中学校に設置を進めている。担任の先生をおき、子どものやりたい事を様子を見ながら支援する。また支援員（元教員や普通のおばちゃんが生徒の会計年度任用職員として）がサポートしている。タブレットによる授業のライブ配信などで勉強。楽器や水槽なども置き、休み時間には好きなことをして過ごすことができる。やるが増えると教室に戻れる子どももいる。またほとんどが高校などに進学している。学習スペースや談話室を置き、学ぶ事は自分が決めることで自己肯定感を高めている。子ども同士でコミュニケーションをとる時間や、地域の人と交流をする機会も持っている。

F組の理念として、①適応するのは子供ではなく学校である、②多様性を受け入れられる学級、③いつでも子供達を温かく迎える体制、④通常学級と同じ、1つの学級として扱う、⑤教室復帰ではなく社会的自立を目指す、の5つを大切に事業を進めている。

適応指導教室との違いは、教室に適応できなかったというネガティブなイメージが教室復帰に大きな障害となっていた。F組は通常の学級との違いはなく、自分たちの肯定感を養うことができる。F組の設置が効果があるわけではなく、担任や支援員の心の広さや温かさが子どもを救う。

ただ、全ての子どもが救えているわけではなく他の子供がいる時間帯には投稿できない子どももいて、そのため週に一度の夜間学校「S組」も現在設置している。また子どもの様子や学校の様子を可視化できるように、WEBQUというシステムを構築して問題の早期発見・解決に取り組んでいる。F組の担任や支援員による会議を定期的に行き、問題や効果を共有している。また市内の教員で活用する「長期欠席対策未然防止」ガイドを制作している。

小学校からの取り組みも重要と考えており、令和6年に3校、令和7年に2校の設置を進めている。

成果として、週に3日以上登校できるようになった中学生が半数以上、小学生は8割以上となった。

成績はやれたことはそのまま反映される。（F組が特にデメリットとなる事はない。）

また校外のフリースクール「ハートピアおかざき」を2校設置し、利用者が活用できる。

【学校数】令和6年に全中学校20校を達成。加えて現在小学校5校に設置している。

小学校については小規模校もあり、全てに設置は考えていないが、学校に話を聞いている。

【人数】各校何人・何%くらいがF組に通っているか。

中学生全体で300人、小学校で65人。中学校で多い組は30～5人が通う。

【F組に通うきっかけは】

先生のみとりが大きく、子どもの様子を見て声をかける。また本人から自発的な申し出もある。長期欠席の子どもには促していく。

【市の教育委員会で現役の教員を配置？教員不足】

教員の配置に加配はなく、他の役職も兼ねながら勤めている。現場で結果が出ているので理解も得ている。

【民間のフリースクールはなかった？】

民間は校長がスクールを確認した上で登校扱いにしている。

義務教育なので学校に来てもらう必要があるという感覚で取り組んでいる。